

令和3年1月14日

保護者様

舞鶴市教育委員会
教育長 奥水 孝志
舞鶴市立与保呂小学校
校長 西井佳寿美

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、京都府における新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年1月13日（水）に緊急事態宣言が発出されたことを受け、不要不急の外出の自粛が求められております。学校におきましては、引き続き感染症対策のさらなる徹底を図りながら子どもたちの健やかな学びの保障に取り組んでまいります。

保護者の皆様におかれましては、引き続きご家庭での感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 学校の教育活動について

- (1) 感染防止対策を徹底し、通常どおり教育活動を継続する。
- (2) 中学校の部活動は、校内における活動に限定し、対外試合や合同練習会等については自粛する。

2 ご家庭での対応について

- (1) 登校について
 - ア 登校前に必ず検温する。
 - イ 発熱等、平常の健康状態と異なる症状がみられるときは、自宅で休養する。
- (2) 予防対策について
 - ア ウイルスへの感染を回避するために、不要不急の外出を自粛する。
 - イ 石けんやアルコール消毒液等による十分な手洗いやうがいを行う。
 - ウ 咳エチケット（マスクの着用等）等に心がける。
 - エ 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事、部屋の換気や適切な温度・湿度の管理を心がける。
- (3) 健康管理について
 - ア 次の症状がみられる場合は、相談窓口までご相談ください。

【相談窓口】中丹東保健所…電話 0773(75)0806

〔受付時間：平日8時30分～17時15分〕

- (ア) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- (イ) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

3 本校関係者（児童生徒や教職員等）の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応

- (1) 本校関係者が感染者または濃厚接触者として確認された場合は、その感染経路や人数等を踏まえ、教育活動を休止する期間や対象学年（学級）等を保健所と相談して判断いたします。
- (2) 感染者が確認された時点で、登校している児童生徒を帰宅させる必要がある場合には、保護者の皆様に連絡の上、学校へのお迎えをお願いする場合があります。
- (3) 新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、「学校名」のみ公表することになりますので、ご承知おきください。

4 保護者の皆様への連絡など

- (1) 本校関係者の感染等が判明した場合は、当日または翌日以降からの教育活動休止の要否や休止する際の対象となる学年（学級）、期間等をお知らせいたします。
- (2) お知らせの方法は、メール配信や電話、文書、学校ホームページへの掲載等により行います。お知らせは夜間や翌日になる場合、また休日になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

5 PCR 検査の実施や検査結果についての学校への連絡のお願い

- (1) お子様や同居のご家族が PCR 検査を実施されることになった場合や検査の結果が判明した場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。
個人情報の取扱いやお子様の人権に十分配慮して対応いたします。
- (2) 休日や夜間など学校が業務時間外の場合には舞鶴市役所（0773-62-2300）へお電話いただき、学校と連絡を取りたい旨をお伝えいただくとともに、お子様の「名前」「学校名」「学年」「学級」「連絡先」をお知らせください。
後ほど、学校からご連絡させていただきます。